「企業主導型保育施設」の共同利用とは

企業主導型保育施設設置企業（みゆき苑）と共同利用を希望する企業が利用契約を締結することで、施設の従業員枠を活用できます。

契約方法は自由ですが、企業同士が直接やり取りを行い、法人印を用いた契約書によるものとし、契約内容としては利用契約枠及び企業の費用負担等を定めておく必要があります。

「企業主導型保育施設」の共同利用によって保育施設を持つことで、育児休業中の従業員が復職しやすくなります。

また、共同利用契約施設を確保しているということは、優秀な人材の採用・定着にとっても有効です。